

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

この資料の利用上の御注意

この資料は、当げんきプラザで所管している申請に対する処分(以下「許認可等」と略称します。)に係る審査基準及び標準処理期間等を、行政手続法第5条第3項及び第6条、又は行政手続条例第5条第3項及び第6条の規定により公にするもので、法令名の五十音順、処分の根拠条項順に登載しています(適用除外処分については登載していません。)

この資料をご覧になる場合には、次のような点に御注意ください。

なお、御不明の点は、担当の職員におたずねください。

1 関連する法令の規定及び解釈文書等

許認可等に関する法令の趣旨を明らかにするもので、関連する法令の規定には、根拠条項以外に当該許認可の要件等に関する法令の規定がある場合にその規定を記載しています。

また、解釈文書等には、根拠条項又は関連する法令の規定についての解釈に関する文書等(条文解釈等)がある場合に、その文書等の名称を記載しています。

2 審査基準

審査基準とは、行政庁が許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、各行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、審査基準は設定できませんので、「設定できません。(理由：①)」のように表示しています。

- ①法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされている場合
- ②許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合
- ③処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合

また、行政上特別の支障があり、公益上の観点から審査基準を公にできない場合がありますが、この場合には「公にできません。(理由：……)」と表示しています。

3 標準処理期間

(1) 標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な、目安となる期間のことですので、申請の内容や申請の混み具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることがあります。

(2) 出先機関などを経由する場合や市町村などと協議する必要がある場合には、それぞれ経由機関と経由期間、協議機関と協議期間を示しています。

協議期間が全く予測できない場合には、「(〇〇との協議に要する期間を除く。)」のように表示しています。

(3) 次のような期間は処理期間に算入されませんので、御注意ください。

①申請を補正するために要する期間

②行政庁又は経由機関の執務が行われない県の休日(日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)

(例えば、標準処理期間が10日の場合で途中に土曜日・日曜日が2回入るときは、標準処理期間の末日は、暦の上では申請の日から14日後となります。)

③申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

④審査のために必要なデータを追加するための期間

(4) 許認可等の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動する場合など、標準処理期間を設定することができないものは、「設定できません。(理由：……)」と表示しています。

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

- 1 許認可等の内容 埼玉県立長瀬げんきプラザ利用等の許可手続（宿泊申請）
- 2 根拠法令・条項 埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則第23号）
第3条第1項
- 3 整理番号 申セ15-23-3条 1項-20090331
- 4 関連する法令の規定及び解釈文書等
 - (1) 関連する法令の規定
埼玉県立げんきプラザ条例第7条第2項（平成15年3月18日条例第57号）（利用の許可）
 - (2) 解釈文書等
なし
- 5 審査基準
施設に宿泊する場合には、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。
 - (1) げんきプラザの管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他げんきプラザの設置の目的に反すると認められるとき。
- 6 審査基準設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 7 標準処理期間
休所日を除き概ね7日間
- 8 標準処理期間設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 9 許認可等を行う権限を有する行政庁
所長又は指定管理者 埼玉県立長瀬げんきプラザ所長 白井 直
- 10 担当機関（申請先）
埼玉県立長瀬げんきプラザ
〒369-1312 秩父郡長瀬町大字井戸367

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

- 1 許認可等の内容 特別の設備の承認
- 2 根拠法令・条項 埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則第23号）
第4条
- 3 整理番号 申セ15-23-4条-20090331
- 4 関連する法令の規定及び解釈文書等
 - (1) 関連する法令の規定
埼玉県立げんきプラザ条例第7条第2項（平成15年3月18日条例第57号）（利用の許可）
 - (2) 解釈文書等
なし
- 5 審査基準
施設利用の許可を受けたものが当該利用施設に特別の設備をしようとするときには、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。
 - (1) げんきプラザの管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他げんきプラザの設置の目的に反すると認められるとき。
- 6 審査基準設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 7 標準処理期間
休所日を除き概ね7日間
- 8 標準処理期間設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 9 許認可等を行う権限を有する行政庁
所長又は指定管理者 埼玉県立長瀬げんきプラザ所長 白井 直
- 10 担当機関（申請先）
埼玉県立長瀬げんきプラザ
〒369-1312 秩父郡長瀬町大字井戸367

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

- 1 許認可等の内容 埼玉県立長瀬げんきプラザ使用料等の減免許可
- 2 根拠法令・条項 埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則第23号）
第6条第1項
- 3 整理番号 申セ15-23-6条 1項-20090331
- 4 関連する法令の規定及び解釈文書等
 - (1) 関連する法令の規定
埼玉県立げんきプラザ条例第15条（平成15年3月18日条例第57号）（使用料等の減免）
 - (2) 解釈文書等
なし
- 5 審査基準
次のいずれかに該当する者については、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 教育課程に基づく学習活動として宿泊室、キャンプ用テント及びバンガローを利用する義務教育終了前の者又は生徒（県内の学校に在学する者に限る。以下同じ。）
 - (2) 前号の義務教育終了前の者又は生徒の引率者
 - (3) その他所長が適当であると認めた者
- 6 審査基準設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 7 標準処理期間
休所日を除き概ね7日間
- 8 標準処理期間設定の経緯
新規設定：平成24年1月25日備付け
- 9 許認可等を行う権限を有する行政庁
所長 埼玉県立長瀬げんきプラザ所長 白井 直
- 10 担当機関（申請先）
埼玉県立長瀬げんきプラザ
〒369-1312 秩父郡長瀬町大字井戸367